

社員を守る！！ 製造業での新型コロナウイルス感染症対策 【予防事例集】

2020.04.21ver. 名古屋商工会議所 編



名古屋商工会議所
Nagoya Chamber of Commerce & Industry

趣 旨

- 新型コロナウイルス感染症から社員を守り、企業活動を継続するため、各企業では、リモートワークなど柔軟な働き方も取り入れて対応を進めている。
- しかし、当地の主力である製造業の現場では、リモートワークの実施が難しい。そのため、各企業においては、社内、特に製造現場での感染者の発生を防ぐため、マスクの着用や手洗い・手指消毒の励行は当然のこととして、知恵を絞って感染予防策を講じている。
- この事例集は、製造業での取組みを広く紹介することで、各社の取組みの参考にしてもらうことを企図して作成した。それぞれの事例は、複数企業の取組みを編集して記載したものであり、各企業の実情に応じて、『良いところ取り』をして、ご活用頂ければ幸いです。

当事例集作成にあたっては、名古屋商工会議所機械器具部会、金属部会、化学・窯業部会、エネルギー部会の役員企業の皆様に各社の取組みについて情報提供を頂きました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。



名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

1. 総合編 (1/5)

○社員の体調管理の徹底

- ・ 毎朝、検温を実施して風邪症状の有無を確認。
- ・ 発熱等の症状がある場合、休むことも仕事として位置づけ、自宅待機を推奨。社員の不利にならないような留意が必要。
- ・ 健康チェックシートを配布し、自宅で記入・管理。

○公共交通機関利用者への対応

- ・ 自家用車、バイク、自転車等への交通手段の転換を推奨。コストは会社負担。
- ・ 通勤ラッシュを回避するため、時差出勤を推奨。
- ・ 始業を1時間後ろ倒し、終業を1時間前倒しして時短勤務を実施。



1. 総合編 (2/5)

○会議の制限・多様化

- ・ 10人以上が参加する会議を原則禁止。
- ・ TV会議、Web会議の活用を促進。
- ・ 全員が集合して行う朝礼等を休止。

○来客対応の制限

- ・ 受付の無人化を含め、面会を原則禁止。
- ・ 挨拶、商用目的の来訪の受け入れを控える。
- ・ 来訪時には、マスク着用と手指消毒を徹底。



1. 総合編 (3/5)

○環境の整備

- ・ ソーシャルディスタンス（2 m）を距離として意識させるため、社内の複数箇所の床面に2 m間隔のマークを設置。
- ・ 事務所レイアウトを見直し、事務機の間隔を広げて、ソーシャルディスタンスを確保。
- ・ 事務機の前と横に、仕切り板を設置している。
- ・ 会議室等を活用して、事務所の在席者を分散配置。
- ・ 一つの部署をフロア別に分散配置し、フロアを跨いだ社員の往来・接触を制限。
- ・ 事務所や会議室の定期換気をルール付け（常時換気、10分／1時間等）。
- ・ トイレ等のエアータオルの使用禁止、使い捨てペーパータオルの設置。
- ・ 1日1回、テーブルトップを消毒。

1. 総合編 (4/5)

○社内コミュニケーションの制限

- ・ 一つの部署をフロア別に分散配置し、フロアを跨いだ社員の往来・接触を制限。
- ・ フロアが異なる部署との打合せは、社内でもWebミーティング。
- ・ 社内連絡でも、電話やPC付帯のアプリケーションを活用。

○社外での活動の制限

- ・ 国内出張、海外出張の原則禁止。
- ・ 社外イベント、会合等への参加を自粛。
- ・ 接待、懇親会等の自粛。



1. 総合編 (5/5)

○その他

- ・ 社内で対策本部を立ち上げ、随時指示を迅速に全社展開。
- ・ 昼食時に自社栄養ドリンクの配布。
- ・ 全ての所属長は、自身の業務を代行する要員を選任し、一方は在宅勤務。
- ・ 感染による業務への影響を考慮し、管理職は複数人での昼食不可。
- ・ 喫煙スペースの利用禁止や、分散利用の推奨。



2. 製造現場編 (1/3)

○作業者への対応

- ・ 全員マスクを着用。マスクは会社支給。
- ・ 共有の台車、工具、PCの使用後は、手指消毒を実施。
- ・ 交代勤務者の申し送りや打合せは、口頭ではなく、ノートで実施。
- ・ 更衣室を使用しないようにするため、制服通勤を許可。
- ・ 部屋を移動するごとに、手洗いと手指消毒を実施。
- ・ 数人のグループに分け、固定したグループメンバーで行動することで、多数の人間と接触させない。
- ・ ライン単位で工場内の行動を制限。



2. 製造現場編 (2/3)

○現場環境の整備

- ・ ライン生産からセル生産へ生産体制を見直し。
- ・ 換気とドアノブからの感染防止のため、出入口の扉を常時開放。
- ・ 定期的な換気。
- ・ 可能な範囲で製造ラインを2 m間隔に再編成。



2. 製造現場編 (3/3)

○来訪者への対応

- ・ 来客と工場見学の受入禁止。
- ・ 納品等での来訪者は、検温を実施して、発熱がある場合は入構不可。
- ・ 外部業者（修理業者・納入業者）の受入時には事前に上長の了解が必要。また、事前に通達及びルールを周知して、最小人員で受入。



3. 間接部門編 (1/1)

○勤務形態の多様化

- ・ 原則、自宅勤務。
- ・ 営業部門は在宅勤務を基本。在宅勤務が難しい部署は時差出勤や時短勤務で対応。
- ・ 営業職と事務職は1日おきの交代勤務とする。
- ・ 出社する従業員の密度を減らすため、サテライトオフィスを開設。



4. その他、もうひと工夫編 (1/1)

○昼食時の対応

- ・ 食堂の座席をスクール形式に変更。
- ・ 食堂では、正面に人がいないように横並びで着席。
- ・ 食堂利用を交代制とする。
- ・ 着座位置の後追いができるよう、食堂の座席を指定制とする。
- ・ (食堂・飲食店利用の自粛に伴い) 事務所や会議室等での喫食を一時的に許可。
- ・ 食堂での食事中は、会話を控え、食後は速やかに退出。

○その他

- ・ 自社で手指消毒用剤を製造して使用。

